

令和3年1月27日

家畜共済加入者様

沖縄県農業共済組合

家畜共済（死亡廃用共済）の期末調整によって発生する共済掛金及び共済金の差額の税務上の取り扱いについて

平素は家畜共済事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
家畜共済（死亡廃用共済）の期末調整によって発生する共済掛金及び共済金の差額の所得税法上の取り扱いについて、農林水産省と国税庁課税部の協議により下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

記

1 期末調整によって発生する共済掛金の差額について

期末調整によって発生する共済掛金の返還額又は支払額は、農業共済組合等から期末調整に係る共済金の通知が発出された年分（事業年度分）の総収入金額（益金）又は必要経費（損金）にそれぞれ計上することとします。

2 期末調整によって発生する共済金の差額について

期末調整によって発生する共済金の返還額又は支払額は、原則として死廃事故の発生した年分（事業年度分）において処理するものであるが、加入者の事業規模からみてその金額が多額であると認められない場合には、農業共済組合等から期末調整に係る共済金の通知が発出された年分（事業年度分）の総収入金額（益金）又は必要経費（損金）にそれぞれ継続して計上しても差し支えないものとします。